

平成30年(2018年)4月

平成31年(2019年)4月1日付 新卒採用*****

宝塚市職員募集要項*****

市立病院看護職員

＝市民の健康といのちを守ります＝

[募集職種] 看護師 (新卒)

試験日 A日程 5月19日(土)、5月20日(日)

B日程 7月30日(月)

※A日程:5/19(土)に筆記試験、5/20(日)に面接試験を行います

※B日程:7/30(月)に筆記試験および面接試験を行います。

試験会場 宝塚市立病院

受付期間 A日程 5月11日(金)まで

B日程 6月25日(月)～7月20日(金)

問い合わせ先*****

宝塚市立病院 看護部

宝塚市小浜4丁目5番1号 (郵便番号665-0827)

(阪神バス「小浜」停留所下車 徒歩5分
または阪急バス「宝塚市立病院前」停留所下車 徒歩1分)

電話番号 0797-87-1161 (代表) 内線5301・5302

1 募集職種、募集人数及び受験資格

募集職種	募集人数	受験資格
看護師 I	20名程度	次のすべての要件を満たす者 ① 昭和58年(1983年)4月2日以降に出生した者 ② 大学または各種学校の看護師養成課程を卒業した者または平成31年(2019年)3月に卒業見込みの者で平成31年(2019年)実施予定の国家試験により看護師免許を取得見込みの者 ③ 夜勤のできる者

- (注) 1 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は受験できません。
(資料1を参照のこと。)
- 2 永住許可を受けている外国人は受験できます。

2 試験詳細

※下記の試験日程を予定しておりますが、募集人数に到達次第、採用試験終了となります。

日程	受付期間	1次試験	2次試験	試験結果	採用時期
A日程	5/11(金)まで	5/19(土) 午前9時30分開始	5/20(日) 開始時間は、受験票にてお知らせします。	6月中旬	平成31年 4月1日
B日程	6/25(月) ~ 7/20(金)	7/30(月) 午後1時開始	—	8月下旬	

- ※ B日程の受験者は、1次試験、2次試験の科目を1次試験日に行いますので、2次試験はありません。
- ※ 応募は、郵送の場合も受付期間内必着のこと。

3 1次試験

- (1) 会場 宝塚市立病院 講堂(北棟3階)
 (2) 持参品 受験票、筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム)
 (3) 科目 小論文(60分間)および適性検査(45分)
 (4) 試験終了予定時刻 A日程 1次試験…正午 2次試験…個別に通知
 B日程 午後5時頃(ただし受験者数により前後します。)
- ※B日程の採用試験では、小論文、適性検査に加え、面接を行います。

4 2次試験

- (1) 会場 宝塚市立病院 講堂(北棟3階)
 (2) 科目 面接(15分)
- ※B日程の受験者は、2次試験はありません。

5 採用の時期

合格者は、平成31年4月1日に採用の予定です。ただし、採用前の健康診断で就労可能と判定されることが必要です。
 なお、平成31年実施予定の国家試験で不合格となった場合は、採用を取り止めます。

6 受験手続

- (1) 受付場所 宝塚市立病院 経営統括部事務室(北棟3階)
 受付時間：月～金曜日の午前8時30分～午後5時
 *土・日曜日および祝日には受付しません。

(2) 提出書類

ア 受験申込書（本市指定のもの）

イ 受験票（本市指定のもの）

(注) ア、イそれぞれに同一写真（上半身無帽、タテ5cm・ヨコ4cm）を貼ること。

ウ 返信用封筒1通（長形3号の封筒に92円切手貼付、あて名（申込者）を記入のこと）
ただし、郵送により申し込む場合は2通提出のこと。

7 待遇

(1) 給料 初任給月額はそのとおりです。

学 歴 区 分	初 任 給 月 額
大学卒業相当程度	254,590円
短期大学3年課程卒業相当程度	246,130円
短期大学2年課程卒業相当程度	239,813円

* 初任給月額は、地域手当を含んでいます。

(注) 採用前に給与改定があれば、改定後の額によります。

(2) 諸手当 扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、住居手当、通勤手当および
期末・勤勉手当（賞与）等がそれぞれの規定に基づいて支給されます。

(3) 昇給 通常の場合、年1回昇給します。

8 その他

採用試験の情報や宝塚市立病院の概要については、宝塚市立病院ホームページで紹介しています。

宝塚市立病院ホームページ

URL <http://www.takarazukacity-hp.com/>

[資料1]

地方公務員法第16条（欠格条項） 抜粋

次の各号の1に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができません。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者